

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年9月11日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：ベトナム 担当：東南アジア・大洋州部  
案件名：主要都市鉄道情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2013年11月上旬～2015年2月上旬

2 参加要件

海外における鉄道整備計画に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年9月25日から2013年9月27日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年9月25日から2013年9月30日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年10月11日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：10月中旬

(5) 契約交渉：10月中旬～10月下旬

5 業務の目的

ベトナム2大経済圏の中核都市であるハノイ市及びホーチミン市は、経済発展に伴う道路交通量の急激な増大により、交通渋滞の発生や交通の安全性の低下、大気汚染等の問題が深刻になっている。そのため、都市の持続的な発展のために都市開発と一体となった戦略的な交通システムの整備が求められ、大量高速輸送システムとして都市鉄道の計画及び整備が進められている。

JICAは、ホーチミン市都市交通計画調査（HOUTRANS、2002-2004）及びハノイ市総合都市開発計画調査（HAIDEP、2004-2007）により、2都市の都市鉄道を含むマスタープラン策定を支援した。その後、都市人口の予想以上の増加など都市混雑状況の悪化等を踏まえ、ホーチミン市及びハノイ市はJICA作成マスタープランから乖離する形で鉄道ネットワーク計画を拡張した。これらのうち日本、ADB、ドイツ、フランス、中国等により一部路線の事業化が進められつつある。

2011年10月に日越両国首脳間で署名された日越共同声明においても、ハノイ市及びホーチミン市における新規都市鉄道計画へのコミットメントが明記され、ベトナム側から日本の協力への期待は大きい。しかしながら、JICA作成マスタープランを基に制定されたベトナム側の現計画については、次のような課題がある。第一に、新たな路線計画は、現状を反映した適切な需要予測に基づいたものではなく、整備の優先順位も不明確であり、ハノイ市では中心市街地から空港へのアクセス鉄道が2本計画されるなど、一部過剰投資であることが懸念されている。第二に、沿線開発・駅前開発・交通結節点が鉄道計画と一体的に検討されていないため、将来、利便性の高い鉄道ネットワークが構築されず、鉄道整備の効果を十分発揮できないことが懸念されている。第三に、JICAマスタープラン調査においては、必ずしも鉄道に限定されない大量・中量高速輸送システムのネットワークが提案されていたにもかかわらず、全ての路線が鉄道路線として計画されているため、需要に応じてバス高速輸送システム（Bus Rapid Transit: BRT）やモノレール等の他大量・中量高速輸送システムを採用できない硬直的な計画となっている。第四に、計画主体が異なるなどの理由から、現計画では、高速鉄道や都市間鉄道また貨物鉄道との整合性が考慮されていない。

このようなことを受け、今後の都市鉄道を含む大量・中量高速輸送システム分野への協力に資するために、最新の運輸交通計画、道路計画、都市計画ならびに都市鉄道・高速鉄道・貨物鉄道計画等の確認しつつ、新たな条件を勘案した需要予測のアップデートを通じ、現行路線計画の妥当性を検証の上、都市鉄道を含む大量高速輸送システムの整備に係る優先順位付けや円借款のための協力準備調査実施の妥当性や、調査計画の検討に必要な情報の整理を行うために、本調査を実施する必要がある。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ハノイ都市圏、ホーチミン都市圏

(2) 業務内容

(1) 運輸交通・都市開発に係る情報の収集・整理

ア) 運輸交通・都市開発に係る開発戦略・計画等の情報整理

イ) 統計・地図情報の整理

(2) 鉄道を含む大量・中量高速輸送システムの現状と課題の把握・整理

ア) 鉄道を含む大量・中量高速輸送システムに係る開発戦略・計画等（駅前開発・駅広整備に係るものを含む）の

## 情報整理

- イ) 開発計画に挙げられている事業の状況・課題確認
- ウ) 鉄道を含む大量・中量高速輸送システムに係る制度的課題の整理
- (3) 交通調査(パーソントリップ調査等)の実施・結果整理
- (4) 交通調査を踏まえた鉄道を含む大量・中量高速輸送システムの需要予測
- (5) 鉄道を含む大量・中量高速輸送システム整備の在り方検討・提案
- ア) 各都市路線計画の優先順位・円借款による整備開始時期・最適大量・中量高速輸送システムの検討・提案
- イ) 駅前開発・駅広整備・交通結節点整備に係る可能性・整備計画の検討・提案
- ウ) 地上区間・地下区間に係る最適組み合わせの検討・提案

## 7 成果品等

- (1) インセプション・レポート (2013年11月中旬)
- (2) プロGRESS・レポート (2014年 5月下旬)
- (3) インテリム・レポート (2014年 8月下旬)
- (4) ドラフト・ファイナル・レポート (2014年12月下旬)
- (5) ファイナル・レポート (2015年 1月下旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括/鉄道計画(評価対象予定者)
- 2) 運輸交通計画1(ハノイ)(評価対象予定者)
- 3) 運輸交通計画2(ホーチミン)
- 4) 都市計画(評価対象予定者)
- 5) 交通調査
- 6) 需要予測
- 7) 経済・財務分析
- 8) 鉄道運営・経営
- 9) 鉄道貨物

## 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。